

お客さま各位

瀬戸信用金庫

休眠預金等活用法の一部改正に伴う「休眠預金」の取扱変更について

平素は、瀬戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、「休眠預金等活用法」に基づき、お客さまが行った入出金等の最終のお取引日（以下、「最終異動日」といいます。）から10年を経過した預金（外貨預金、財形預金、マル優預金を除きます。）を「休眠預金」として、毎年一定の期日に預金保険機構へ納付しております。

今般、令和2年10月7日に施行された「休眠預金等活用法施行規則」の一部改正に伴い、下記のとおり「休眠預金」の取扱いを一部変更します。

記

1. 変更内容

変更内容は以下のとおりです。

変更後	変更前
総合口座に組入れされている「マル優預金※」に入出金等の取引が行われた場合、 <u>総合口座を含む他の組入預金の最終異動日も更新する。</u>	総合口座に組入れされている「マル優預金※」に入出金等の取引が行われた場合、 <u>総合口座を含む他の組入預金の最終異動日は更新しない。</u>

※「マル優預金」は、休眠預金の対象外預金です。

2. 取扱変更日

令和4年4月24日（日）

3. 「休眠預金等活用法に関する特約」の改定

上記の変更内容について、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）に関する特約」を改定します。

※改定後の特約は、令和4年4月24日（日）以降、当金庫ホームページの「各種規定（約款）」に掲載します。

*「休眠預金等活用法」の詳細については、[こちら](#)をご確認ください。

以上